

令和2年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2.3.5	R2.5.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度第1回豊洲市場に係る都区連絡調整協議会資料1 豊洲市場に係る都区連絡調整協議会の設置要綱（案）</li> <li>平成30年度第1回豊洲市場に係る都区連絡調整協議会資料2 清掃港湾・臨海部対策特別委員会の協議を踏まえた主な課題</li> <li>平成30年度第2回豊洲市場に係る都区連絡調整協議会資料2 交通対策について</li> <li>平成30年度第3回豊洲市場に係る都区連絡調整協議会資料1 豊洲市場に係る都区連絡調整協議会における各部会の開催状況について</li> <li>平成30年度第3回豊洲市場に係る都区連絡調整協議会資料3 交通対策について</li> <li>令和元年度第1回豊洲市場に係る都区連絡調整協議会資料3 交通対策について</li> <li>令和元年度第2回豊洲市場に係る都区連絡調整協議会資料3 交通対策について</li> <li>令和元年度第3回豊洲市場に係る都区連絡調整協議会</li> </ul> 令和元年12月5日清掃港湾・臨海部対策特別委員会の概要【地下鉄8号線関連】	26	1														中央卸売市場管理部総務課	
2	R2.4.24	R2.5.1	「豊洲市場6街区排水工事」に関する以下の文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>工事設計内訳書</li> <li>図面</li> <li>特記仕様書</li> </ul>	16	1														中央卸売市場事業部施設課	
3	R2.2.21	R2.5.7	千客万来施設事業（6街区）基本協定書 外53件	93	1						1	1	1						（7条2号）役職、個人名を公にすることにより、特定の個人が識別されるおそれがあるため。 （7条3号）事業者の現状分析に基づく事業活動など、事業経営方針または経営判断に関する事項であり、本内容を開示することにより、事業者の競争上の地位が損なわれるため。 （7条4号）印影を公にすることにより、偽造等の犯罪を容易にし、公の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 （7条6号）これまで都と事業者との間で協議・調整してきた内容であり、本内容を開示することにより、事業者との円滑な信頼関係を損なうことになり、事務事業の推進に支障を及ぼすため。	中央卸売市場管理部総務課
4	R2.2.21	R2.5.7	千客万来施設事業（6街区）基本協定書 外53件	27	1														中央卸売市場管理部総務課	
5	R2.4.28	R2.5.7	「31補助第315線高架下駐輪場整備工事（その2）」、「31豊洲市場7街区北側歩道舗装等工事」、「31葛西市場側溝等改修工事」及び「30豊洲市場植栽保護工ほか工事」に関する以下の文書 <ul style="list-style-type: none"> <li>工事設計概括書</li> <li>工事総括書</li> <li>工事費総括書</li> <li>種別内訳書</li> <li>諸経費計算書</li> <li>代価明細表</li> <li>機械器具調書</li> <li>材料品調書</li> <li>特記仕様書</li> <li>図面</li> </ul>	244	1														中央卸売市場事業部施設課	
6	R2.5.10	R2.5.22	株式会社文畦の常時売買参加者の氏名					1											仲卸業者の常時売買参加者の届出に関しては東京都中央卸売市場条例第32条第1項第6号により規定されている。当該仲卸業者の役員変更については平成19年8月9日に届出されており、常時売買参加者変更届も併せて提出されたと推測されるが、文書の保存年限が1年のため既に廃棄されており、実施機関には対象公文書が存在しないため、非開示とする。	中央卸売市場大田市場業務課
7	R2.5.21	R2.5.28	仲卸業務の許可に関する要綱	2	1														中央卸売市場事業部業務課	

表の見方  
 <決定区分>  
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <(根拠規定) 条例7条>  
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <公文書の件名>について  
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。  
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。